



インターネット接続のプロバイダの変更契約は慎重に！！

～「今より安くなる」と勧誘されても契約内容をしっかり確認～

事例

電話で大手通信会社の関連業者を名乗る者から「**プロバイダを変更すると月額料金が安くなる。手続きや工事は不要**」と勧誘され、契約した。

その後、業者から電話があり、指示に従い自分のパソコンからプロバイダのホームページ画面を開くと、**業者がパソコンを遠隔操作**してプロバイダの設定変更が完了した。

従前のプロバイダの月額料金を確認すると、**新しい契約先のほうが高額になる**ことが分かった。解約を申し出たが「3年以内に解約すると**違約金が2万円かかる**」と言われた。

アドバイス

- インターネット接続のプロバイダ（接続事業者）の変更は、工事を伴わず、**電話と遠隔操作によるパソコンの設定変更だけで完了**してしまいます。
- 「大手通信会社の関連業者と名乗ったが関係がなかった」「電話勧誘のように安くならなかった」などのトラブルが増えています。**事業者名やサービス内容、契約料金についてよく確認**しましょう。
- プロバイダ等の**電気通信サービスの契約は、クーリング・オフ制度はありません**ので、**契約前に契約内容に関する書面を求めるなど、慎重に行い**ましょう。

被害にあわないために！

- ◎電話勧誘を受けても、よく分からないまま契約することのないようにしましょう。
- ◎困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。



しっかり
確認してね

マスコットキャラクター
コアラのハッピー

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

(土・日は電話相談のみ) * 祝日・年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

〈金融商品・高齢者悪質商法110番も開設し、弁護士による面談など迅速に対応しています。〉